

徳島市都市計画マスタープランの策定について

資 料 目 次

1	都市計画マスタープランの概要-----	1
2	都市計画マスタープラン策定の背景と視点-----	4
3	都市計画マスタープランの計画期間・目標年度等-----	24
4	都市計画マスタープランの全体構成-----	25

1 都市計画マスタープランの概要

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市における都市計画の運用の基本的な考え方を示すものであり、都市政策・都市整備分野の施策を方向付ける基本的な計画のことです。

本市では、平成11年3月に「徳島市都市計画マスタープラン」を策定し、その後、平成24年3月に、平成32年（令和2年）を目標年次とする現行の「徳島市都市計画マスタープラン」（以下「現行マスタープラン」という。）を策定しています。

現行マスタープランの策定から約10年が経過し目標年次を迎えたこと、また、本市を取り巻く社会情勢等が変化したことから、新たな「徳島市都市計画マスタープラン」の策定を行います。



徳島市都市計画マスタープラン
(平成24年3月策定)

(2) 都市計画マスタープランの3つの役割

都市計画マスタープランには、次の3つの役割があります。

■都市計画マスタープランの役割と内容

役割	内容
①目指すべき都市像の提示	<ul style="list-style-type: none">• 目指すべき都市像とその実現のための基本姿勢、基本目標を示す。• 各分野のまちづくりの施策を連携して推進するための指針を示す。
②都市計画の決定・変更の指針	<ul style="list-style-type: none">• 都市計画を決定・変更する際の方向性及び根拠を示す。• 国、県、近隣自治体、市民に対してまちづくりの協力を得るためのよりどころとなる。
③多様な主体との連携・協力及びまちづくり推進のための考え方	<ul style="list-style-type: none">• 市民のほか、自治会、市民活動団体、事業者などと、市がそれぞれの役割と責務を認識し、連携・協力しながら、まちづくりを推進するためのよりどころとなる。• 地域と行政の協働による地域の特性に応じたルールづくりを検討する際の考え方を示す。

(3) 市の計画体系における位置付け

「都市計画マスタープラン」は、本市が定める都市計画の指針となるものであり、本市の上位計画である「徳島市総合計画 2021」や「徳島市国土強靱化地域計画」、また、徳島県が定める「徳島東部都市計画区域マスタープラン」を反映しながら定めるものです。

また、平成 31 年 3 月に策定された「徳島市立地適正化計画」も都市計画マスタープランの一部とみなされるなど、他の関連計画との連携・整合を図り定めるものです。

■都市計画マスタープランの位置付け



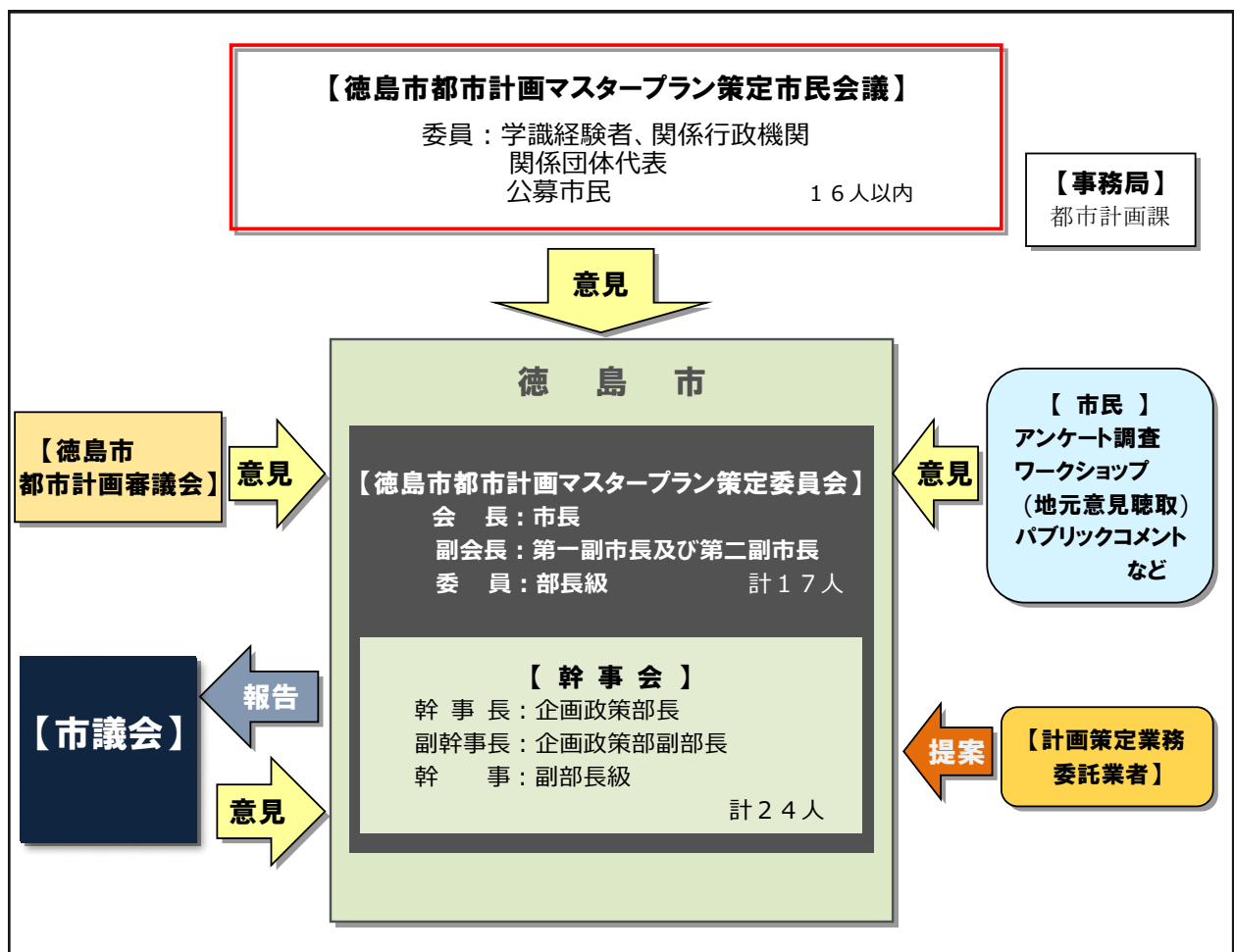
(4) 策定体制

都市計画マスタープランを策定するにあたり、庁内の関係部局間の連携を円滑に図るために「徳島市都市計画マスタープラン策定委員会」（以下「策定委員会」と言う。）を設置するとともに、広く意見を取り入れるため、学識経験者、関係行政機関、関係団体の代表者及び公募市民により構成される「徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議」（以下「市民会議」と言う。）を設置します。

策定委員会を中心として、市民会議、徳島市都市計画審議会、市民、市議会の意見を反映・調整しながら、都市計画マスタープランの策定に向けた検討を行います。

■ 策定体制

《 策定体制のイメージ図 》



2 都市計画マスタープラン策定の背景と視点

(1) 策定の背景

1) 社会経済情勢の変化と本市の動向

①人口減少・超高齢化

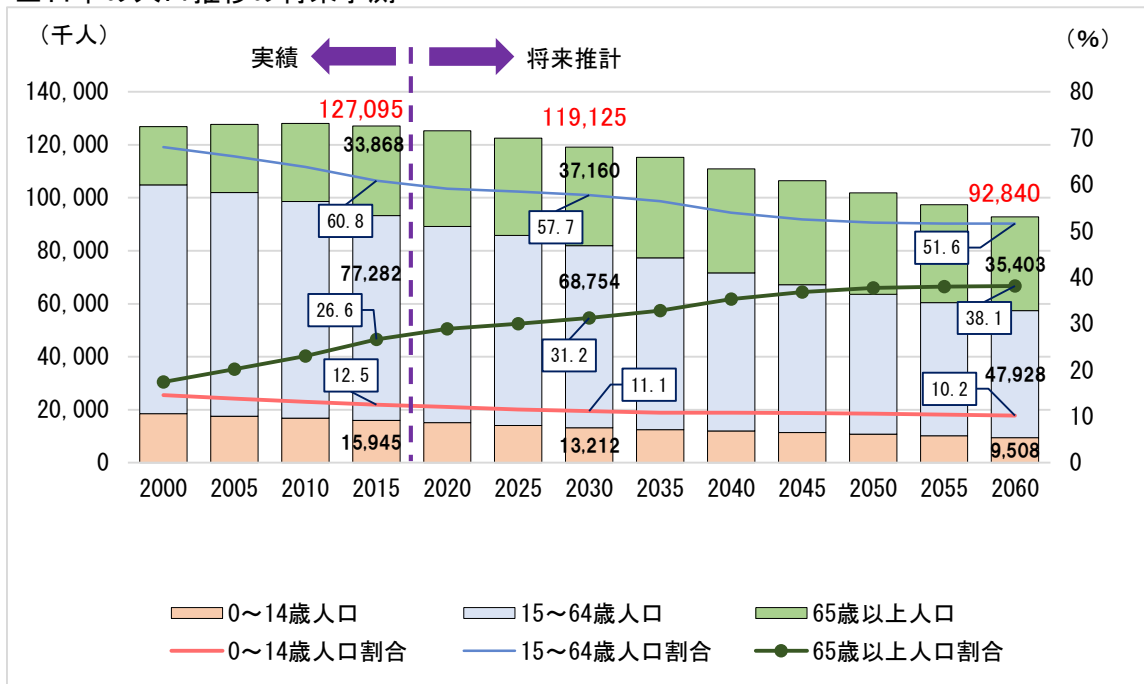
<全国的な潮流>

ア 日本の将来人口

日本の将来人口は、2015（平成 27）年の 1 億 2,709 万人から、2030（令和 12）年に 1 億 1,913 万人（6.3%減）、2060（令和 42）年に 9,284 万人（27.0%減）まで減少すると予測されています。

65 歳以上人口は、2015 年の 3,387 万人から、2030 年に 3,716 万人（9.7%増）まで増加した後、2040（令和 22）年以降、減少に転じますが、65 歳以上人口が総人口に占める割合は、上昇し続けると予測されています。

■日本の人口推移の将来予測

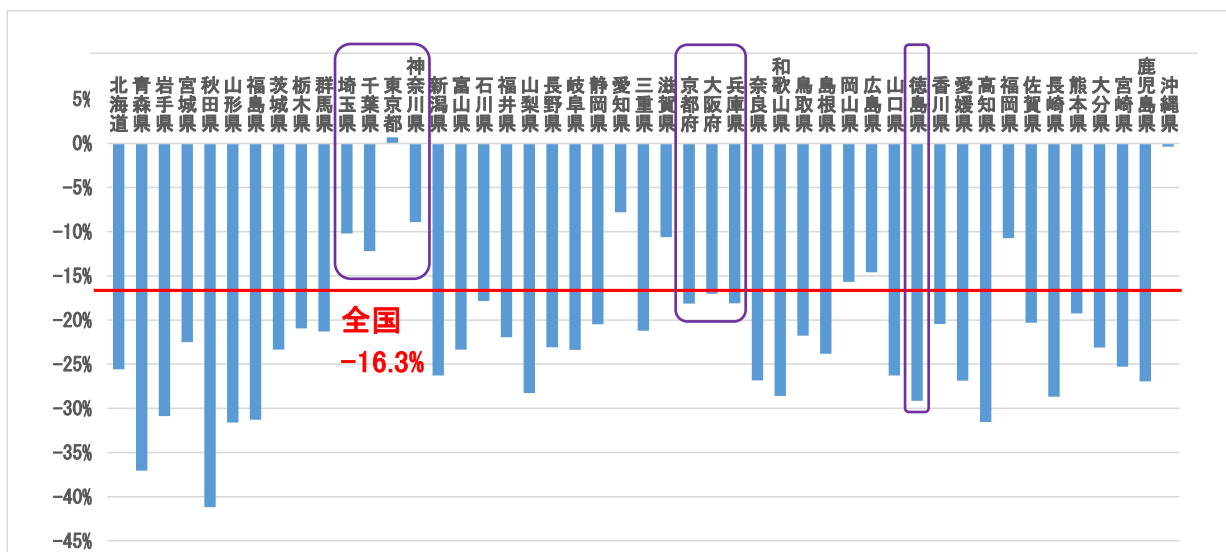


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017年推計）」

イ 大都市圏への人口集中

2015（平成 27）年と 2045（令和 27）年の都道府県別の人口を比較すると、東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）への人口集中が進むと予測されています。東京都は、全国で唯一、人口が増加すると予測されています。また、関西圏（大阪府、京都府、兵庫県）は、全国平均レベルの減少率と予測されています。徳島県は全国平均以上に人口が減少すると予測されており、全国の動向以上に人口減少・高齢化の進行が顕著になります。

■都道府県別人口増減率の予測（2015年～2045年）

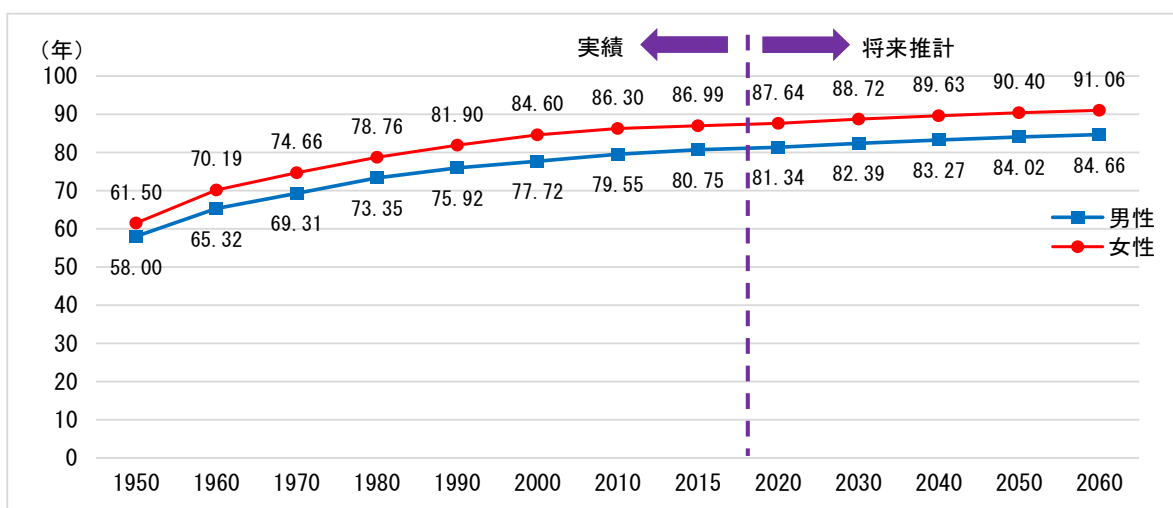


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」を基に作成

ウ 「人生100年時代」の到来

日本の平均寿命は、2015（平成27）年現在、男性80.75年、女性86.99年となっており、今後、男女とも平均寿命が延びて、2030（令和12）年には、男性82.39年、女性88.72年、2060（令和42）年には、男性84.66年、女性91.06年となり、女性は90年を超えると見込まれています。平均寿命が延びることで、女性を中心に100歳以上の高齢者が増加するとともに、健康寿命も延びることが見込まれます。

■平均寿命の予測



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」を基に作成

全国的な潮流からみた本市の課題

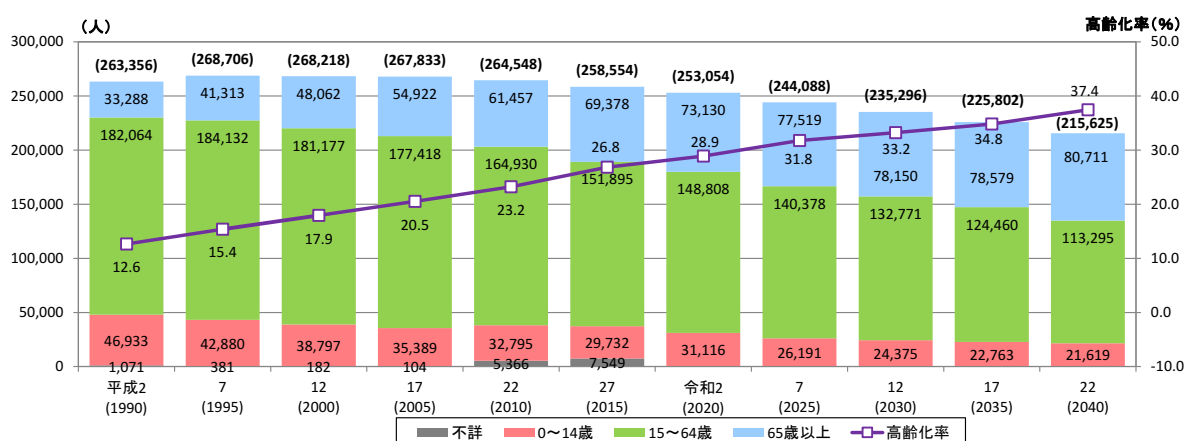
- ・東京など大都市圏への人口集中が継続し、本市を含む地方部では、全国平均以上に人口減少・高齢化が進む可能性があります。
- ・平均寿命の上昇により「人生100年時代」の到来が予想され、生涯を通じた学びや多様な働き方に対応できるまちづくりが求められます。

＜本市の動向＞

エ 本市の人口推移と予測

人口は、1995（平成7）年以降一貫して減少傾向となっており、1995年では268,706人でしたが、2020（令和2）年には253,054人となり、約1.6万人の減少となっています。今後も人口減少が継続すると、2040（令和22）年には215,625人となることが見込まれています。また、総人口が減少する中、65歳以上人口は増加で推移し、高齢化率は2020年の28.9%から2040年には37.4%になることが見込まれます。

■人口推移と人口推計



出典：1990～2015年は国勢調査、2020年は徳島市住民基本台帳、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」を基に作成

本市の動向からみた課題

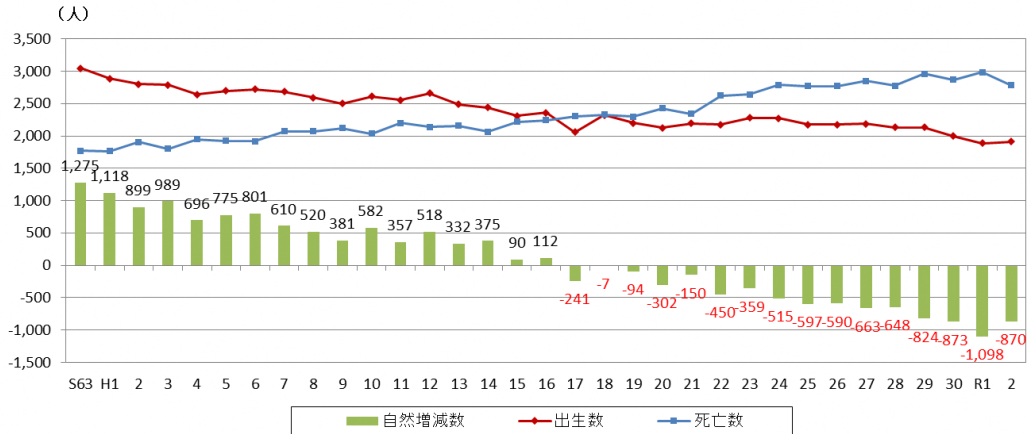
65歳以上人口が増加する中、高齢者の生活を支える都市機能や都市環境の充実など超高齢社会の到来に備えたまちづくりが必要です。

オ 本市の人口動態

本市の自然動態の推移をみると、2005（平成17）年以降は出生数が死亡数を下回る自然減に転じています。高齢化の進行により死亡者数は増加が見込まれることから、出生数が大幅に回復しない限り、自然減は継続すると考えられます。

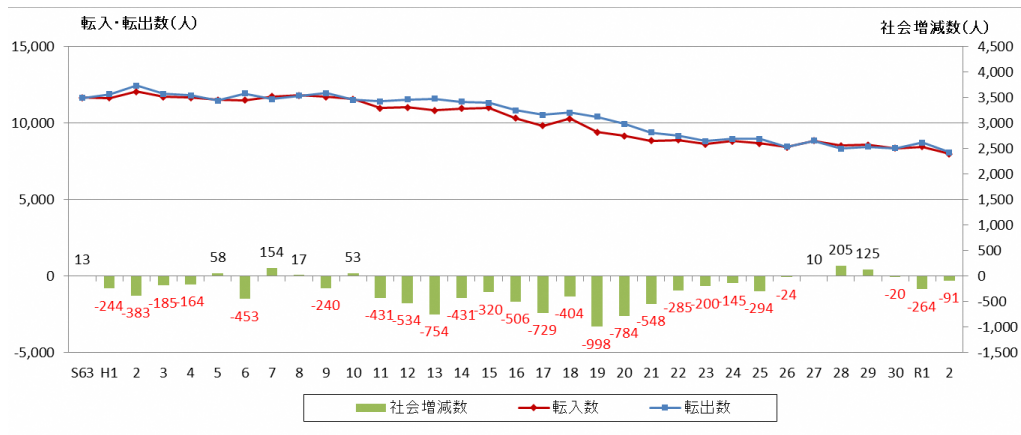
また、社会動態は、概ね社会減（転出超過）の傾向にあるものの、2007（平成19）年をピークとして社会減数は少なくなる傾向にあります。年齢別転入・転出数をみると、大学卒業にあたる20～24歳、25～29歳に転出超過の傾向が著しく、就職を機に本市を転出している人が多いと考えられます。

■本市の自然動態（出生数と死亡数）



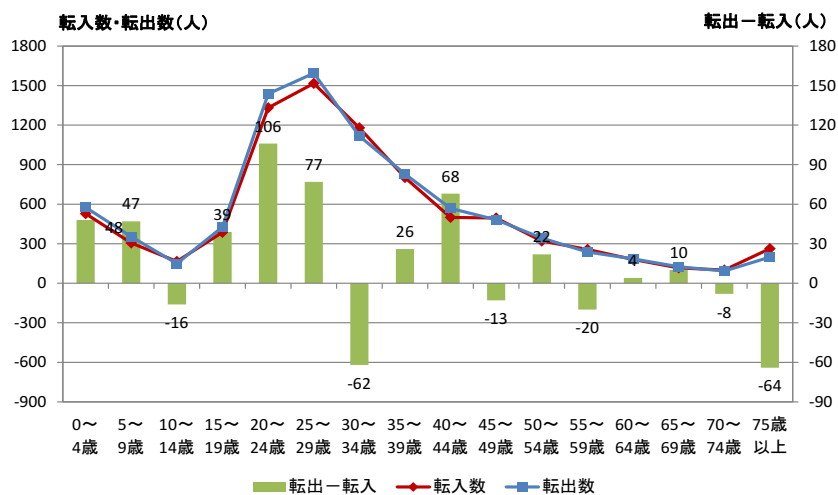
出典：徳島市住民基本台帳を基に作成

■本市の社会動態（転入者数と転出者数）



出典：徳島市住民基本台帳を基に作成

■年齢別転入・転出数（2019年1月～12月）



出典：徳島県人口移動調査年報（令和元年）を基に作成

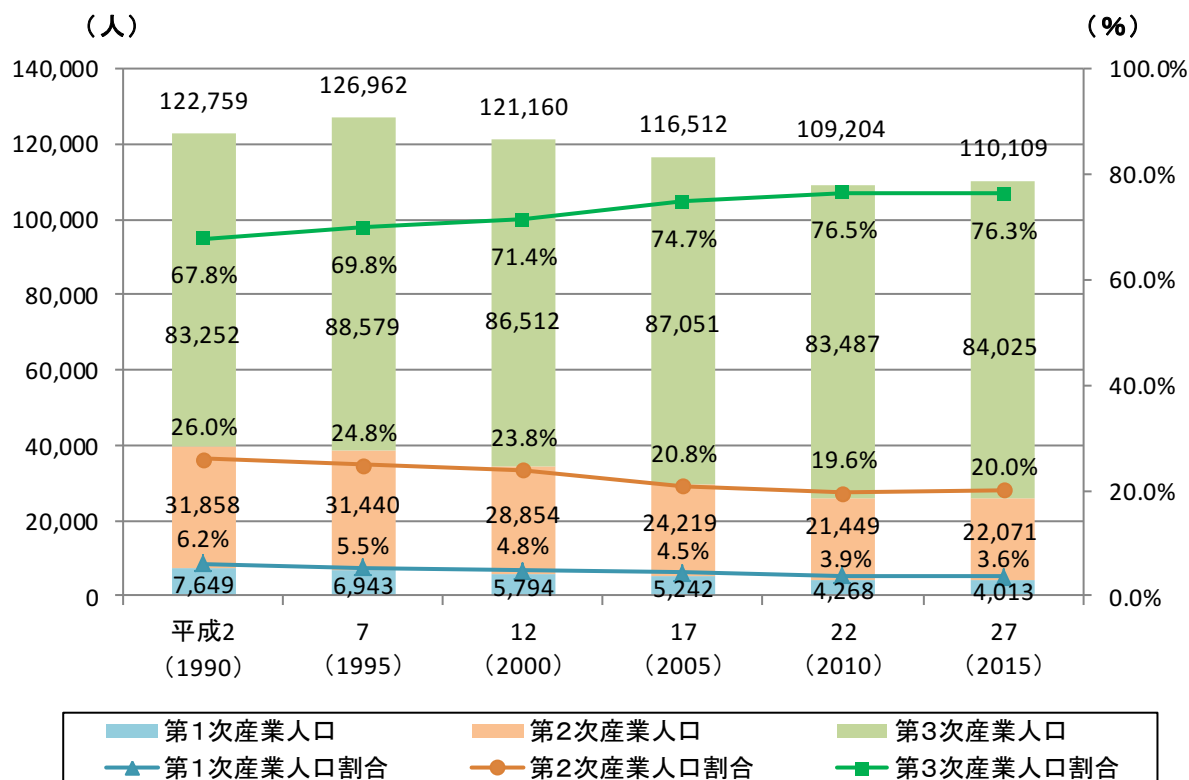
本市の 動向から みた課題

出生数の回復や社会増の定着（転入の促進・転出の抑制）を図る上では、若い世代の人口定着が影響を与えることから、若年・ファミリー層が住みたいと思えるまちづくりが必要です。

カ 本市の就業人口

高齢化の進行を背景として、就業人口は、1995（平成7）年をピークに減少傾向にあり、2015（平成27）年までに対1995年比で第1次産業は42.2%減、第2次産業は29.8%減、第3次産業は5.1%減となっています。

■産業別就業人口の推移



出典：国勢調査を基に作成

本市の 動向から みた課題

就業人口の減少は、地域経済の縮小につながります。企業立地の受け皿となる土地利用やにぎわいの創出などにより、地域経済の「稼ぐ力」を高めるとともに、若い世代の雇用機会の充実を図ることが必要です。

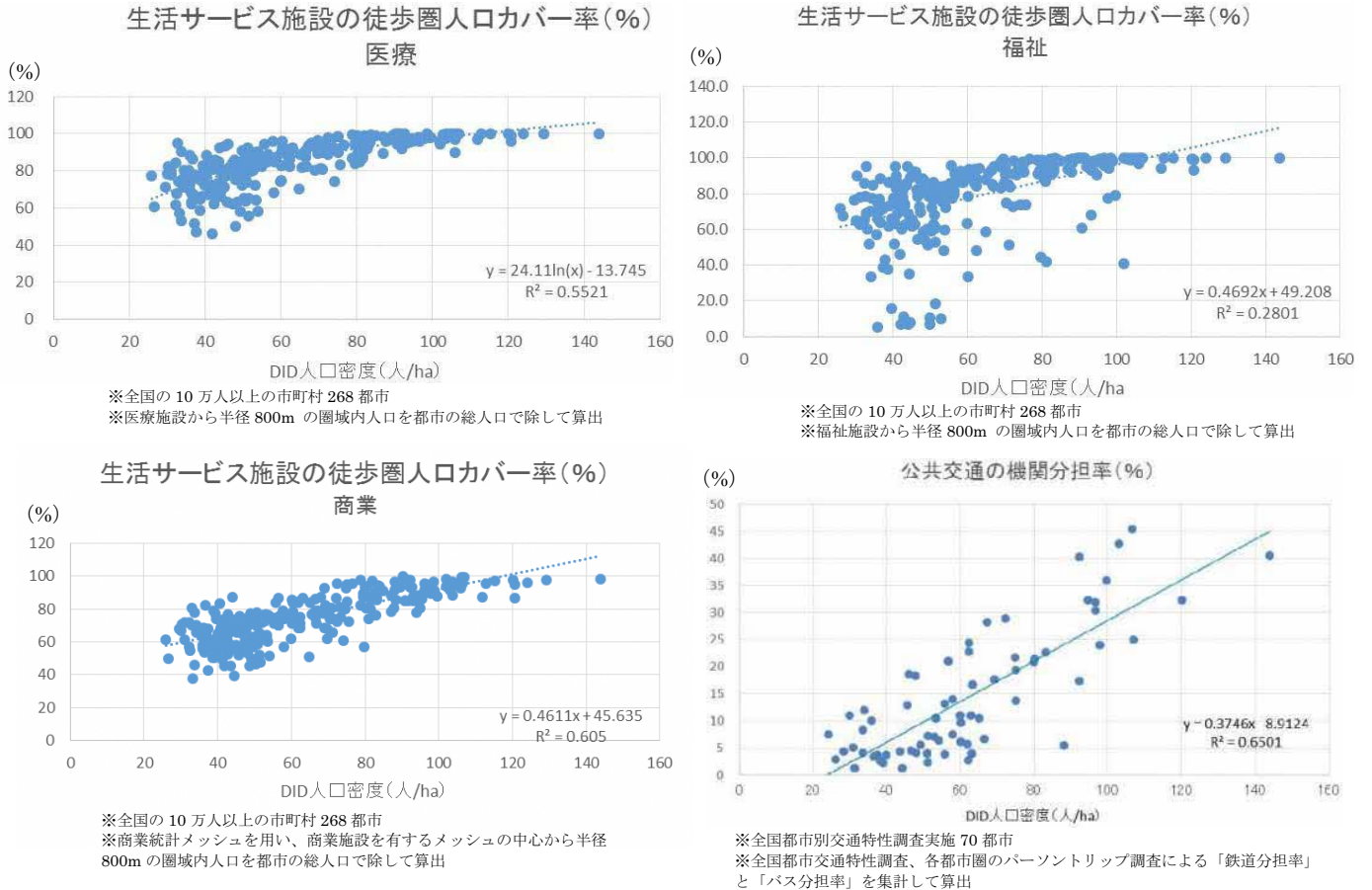
②都市の低密度化・スポンジ化

<全国的な潮流>

ア 人口密度と生活利便性の関係

市街地を表す DID（人口集中地区）の人口密度と、生活利便性の間には相関関係があり、人口密度が低下すると生活利便性は低下する傾向にあります。

■生活利便性を表す指標と DID 人口密度との関係



※DID: Densely Inhabited District の略で、人口集中地区のこと。国勢調査において設定される統計上の地区を意味し、市区町村の区域内で、人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区がこれに該当。一般に市街地の目安として使用される。

出典：国土交通省「都市構造ハンドブック」

全国的な潮流からみた本市の課題

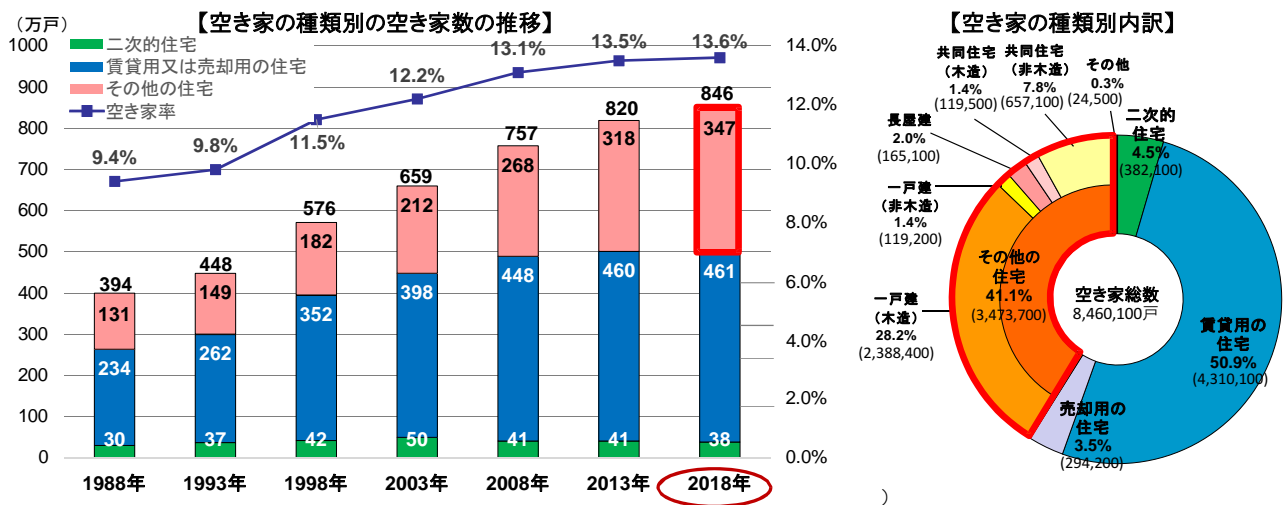
市街地の人口密度の低下は、生活利便性の低下を引き起こす可能性があり、人口減少下において暮らしの質を維持するためには、コンパクトなまちづくりが求められます。

イ 空き家・空き地の推移

空き家の総数は、この20年で約1.5倍に増加し、空き家の種類別の内訳では、「賃貸用又は売却用の住宅」等を除いた「その他の住宅」がこの20年で約1.9倍に増加しています。「その他の住宅」の内訳を見ると「一戸建（木造）」が最も多くなっています。

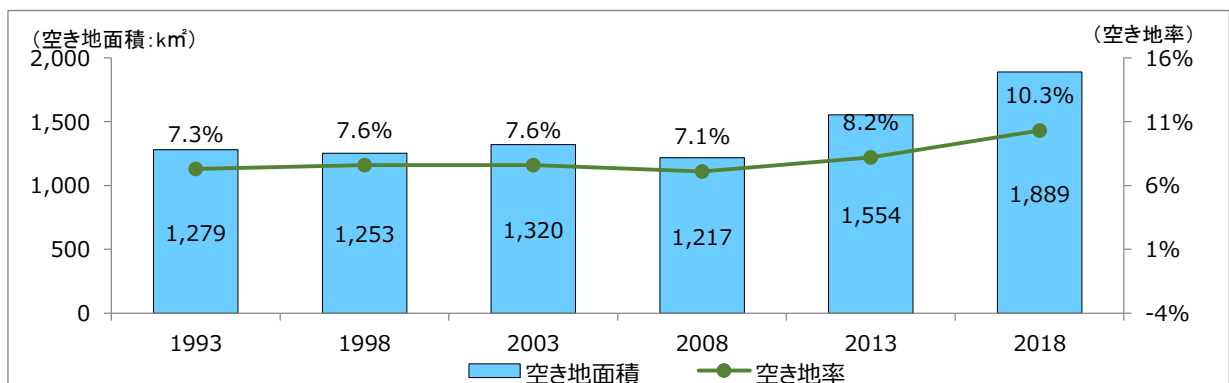
また、空き地も増加傾向にあり、特に2013（平成25）年以降に増加しています。こうした空き家や空き地が無秩序に発生、分布することによる「都市のスポンジ化」が懸念されます。

■空き家数の推移



出典：総務省「住宅・土地統計」を基に作成

■空き地の推移



出典：国土交通省「土地基本調査」を基に作成

全国的な潮流からみた本市の課題

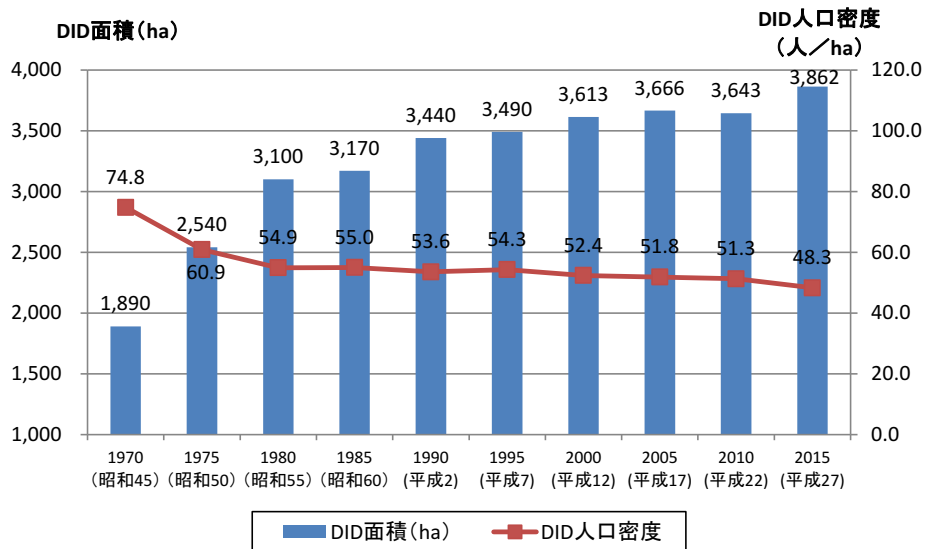
- ・人口が減少する時代の到来により、土地・建物需要が減少し、空き家、空き地の増加による都市のスポンジ化が懸念されます。
- ・都市のスポンジ化の進行は、管理が行われない土地・建物が増えることにより、地域の魅力や価値を低下させることとなります。

<本市の動向>

ウ 本市の市街地の人口密度

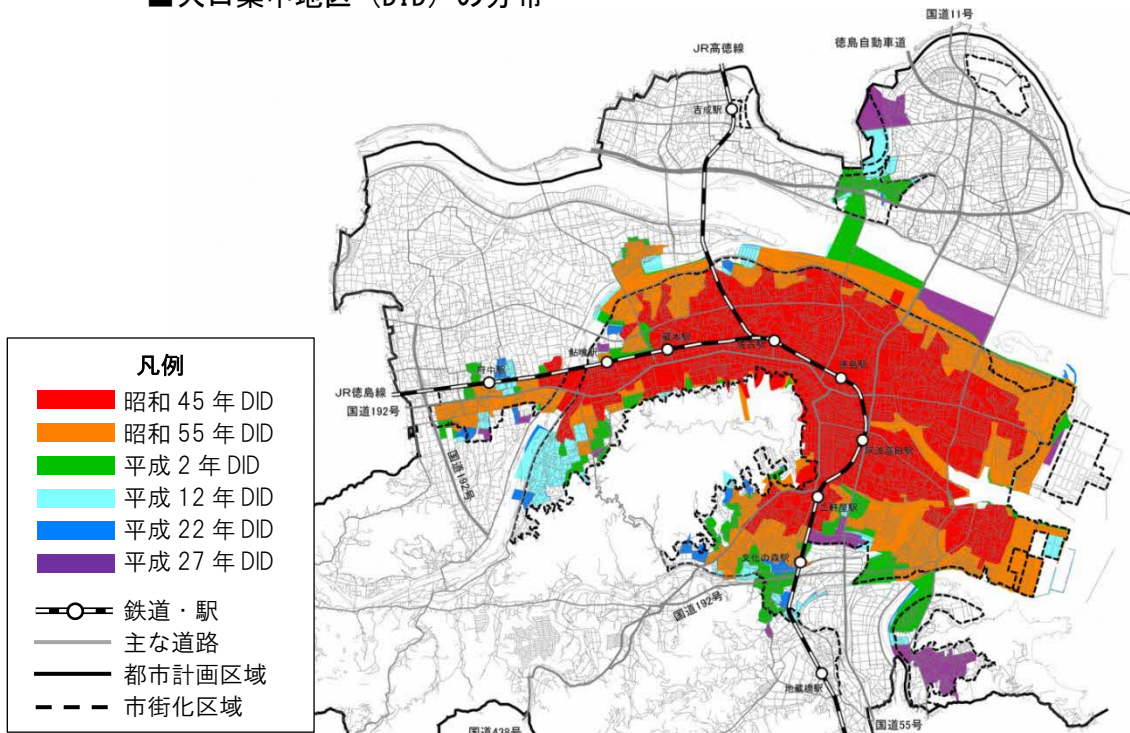
人口集中地区（DID）の面積は、1970（昭和45）年に1,890haであったものが、2015（平成27）年には3,862haと約2倍の面積まで増加し、DID人口密度は、1970年には74.8人/haであったものが、2015年には48.3人/haまで低下しています。

■人口集中地区（DID）の推移



出典：国勢調査を基に作成

■人口集中地区（DID）の分布



出典：国土交通省「国土数値情報 DID 人口集中地区」（国勢調査を基にデータ化）を基に作成

本市の動向からみた課題

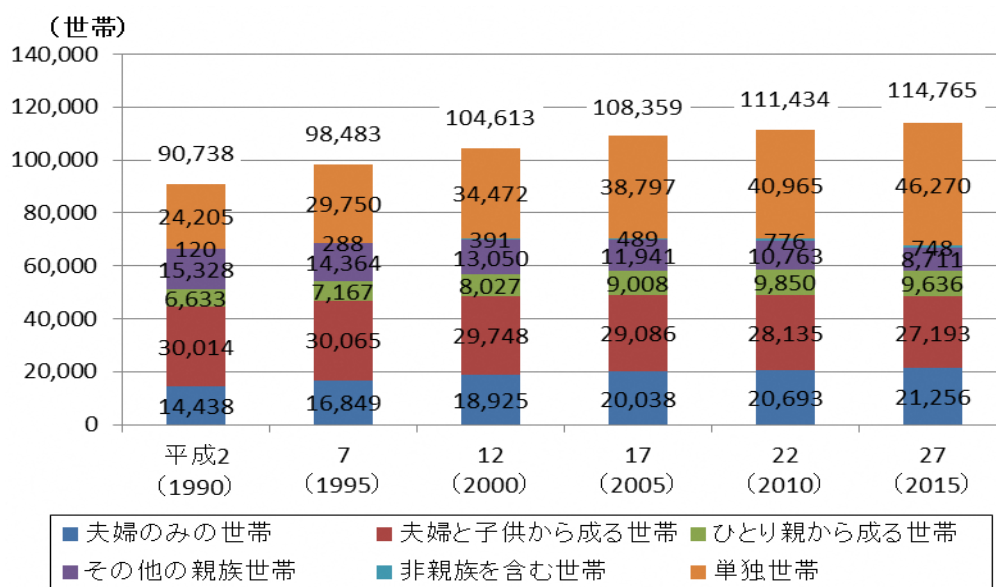
今後、人口減少が進み、DIDの人口密度も低下が続くと、これまで地域の生活を支えていた身近な生活利便施設（商業・サービスの店舗等）の経営が困難になる可能性があります。

エ 本市の家族類型別世帯数の推移

家族類型別の世帯数について、1990（平成2）年と2015（平成27）年を比較すると、夫婦と子どもから成る世帯は30,014世帯から27,193世帯に減少しています。その一方で、単独世帯は24,205世帯から46,270世帯へと大幅に増加しています。

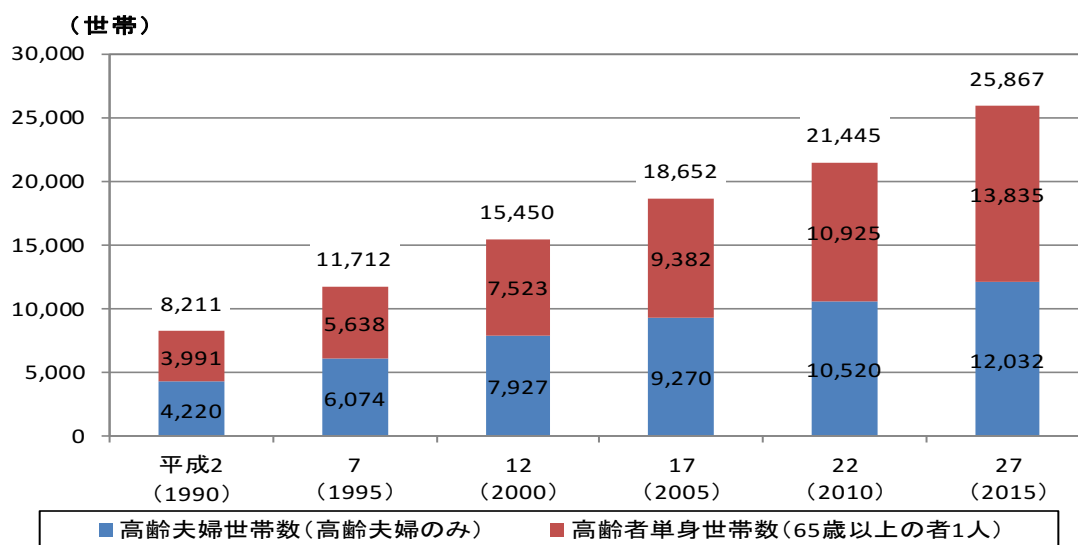
また、高齢者だけの世帯数（高齢夫婦世帯数と高齢者単身世帯数の合計）は、1990年の8,211世帯から2015年には25,867世帯に急増しています。特に高齢者単身世帯数の伸びが大きくなっています。

■ 家族類型別世帯数の推移



出典：国勢調査を基に作成

■ 高齢者世帯の世帯数の推移



出典：国勢調査を基に作成

本市の 動向から みた課題

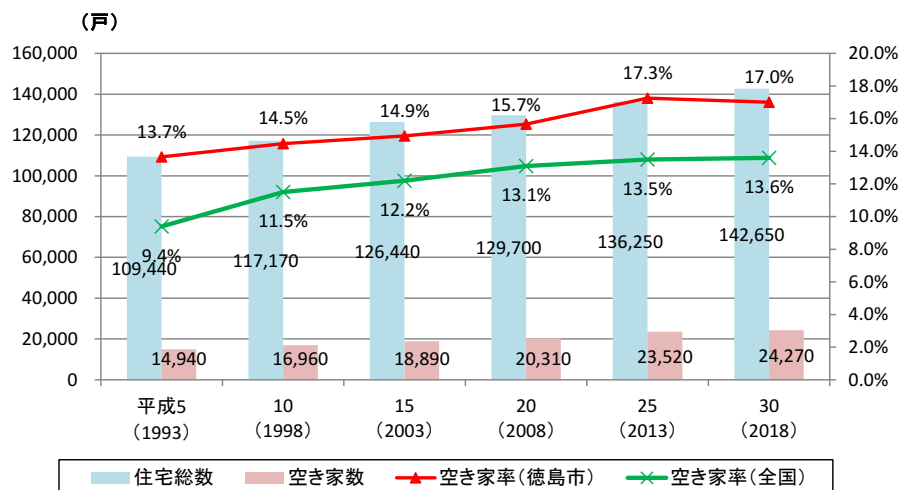
夫婦と子どもから成る世帯が減少、単独世帯が増加する中、住宅に対するニーズ（広さなど）も変化することが予想され、ニーズに見合った住宅の提供が求められます。

オ 本市の空き家数・空き家率の推移

空き家数・空き家率の推移をみると、人口減少に伴い、空き家数は増加、また空き家率も1993（平成5）年の13.7%から2018（平成30）年には17.0%に増加しています。本市の空き家率は、全国平均の13.6%を大きく上回っています。

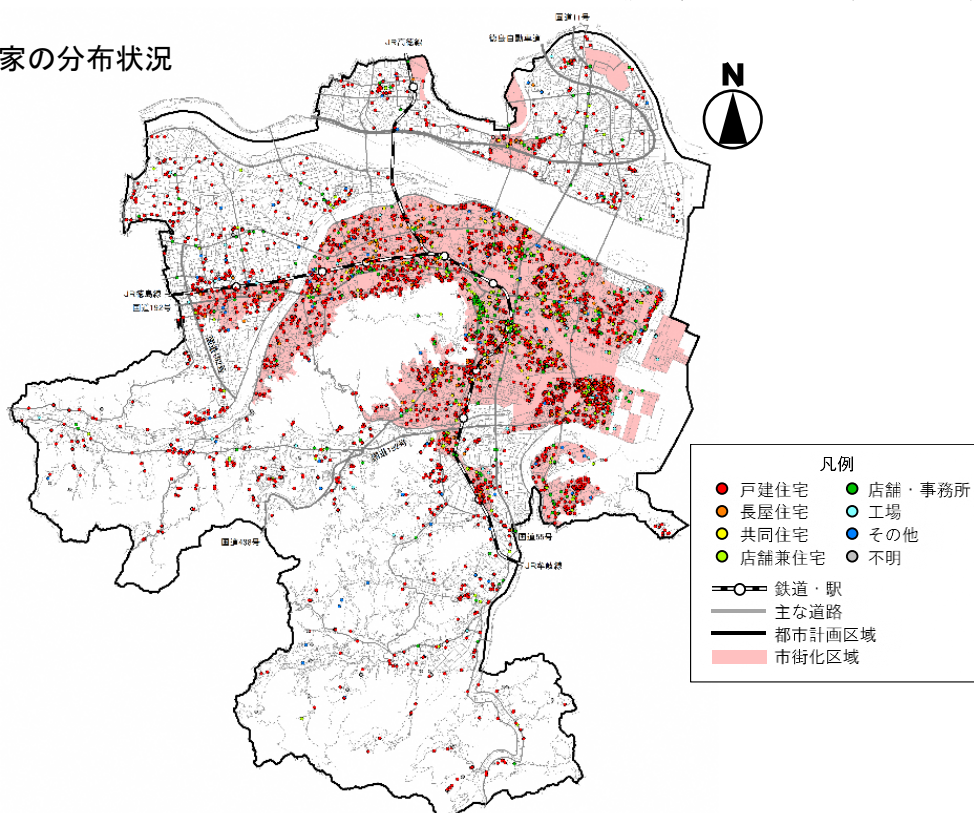
空き家の分布状況を見ると、徳島駅南部では店舗・事業所や店舗兼住宅のまとまった空き家が集積し、中心部の空洞化が懸念されます。また、港湾部でも空き家の集積がみられます。

■空き家数・空き家率の推移



出典：住宅・土地統計調査を基に作成

■空き家の分布状況



出典：徳島市空き家等調査結果報告書（平成29年3月）を基に作成

本市の 動向から みた課題

空き家の発生を防止するためにも、新たな住宅の立地につながる住宅地開発の適正化などを図ることが必要です。

③自然災害の激甚・頻発化

<全国的な潮流>

ア 地震

2011（平成 23）年に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）以降も、最大震度 7 を同じ地点で 2 回観測した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」、2018（平成 30）年に大阪市北区などで最大震度 6 弱を観測した「大阪府北部地震」、北海道内で最大震度 7 を初めて観測し、道内のほぼ全域が停電した「平成 30 年北海道胆振東部地震」など、近年、日本では多くの地震が発生し、大きな被害が出ています。

日本周辺の太平洋沖合には、海溝型地震を起こす陸と海とのプレートの境界があり、海溝型地震の発生間隔が数十年から百年程度と短いため、太平洋岸地域の大規模地震の発生確率は高くなることが指摘されています。

■日本付近で発生した震度 6 以上の地震（2011 年以降）

発生年月	震央地名	震度
2019年6月	山形県沖	6強
2019年2月	胆振地方中東部	6弱
2019年1月	熊本県熊本地方	6弱
2018年9月	胆振地方中東部	7
2018年6月	大阪府北部	6弱
2016年12月	茨城県北部	6弱
2016年10月	鳥取県中部	6弱
2016年6月	内浦湾	6弱
2016年4月	熊本県熊本地方	7
2014年11月	長野県北部	6弱
2013年4月	淡路島付近	6弱
2011年4月	福島県中通り	6弱
2011年4月	福島県浜通り	6弱
2011年4月	宮城県沖	6強
2011年3月	静岡県東部	6強
2011年3月	長野県・新潟県県境付近	6強
2011年3月	東北地方太平洋沖	7

出典：気象庁資料「日本付近で発生した主な被害地震（平成 8 年以降）」を基に作成

全国的な潮流からみた本市の課題

- 徳島県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、江戸時代以降も 4 度の地震・津波に襲われています。
- 本市においても、切迫性が高まる南海トラフ地震への対応が急務となっており、地震、津波対策の加速化が求められます。

イ 風水害

日本の降水量は、年ごとの変動が大きくなっており、強雨や大雨の発生が増加しています。21世紀末には、短時間強雨の発生回数が全ての地域及び季節で増加すると予測されています。

気候変動の進行が自然災害に与える影響としては、豪雨の高頻度化、甚大な風水害の発生等が考えられています。また、温暖化による大気中の水蒸気量の増大が、積乱雲を次々と発生させる線状降水帯の原因の一つであると考えられています。

■近年における総雨量が1,000mmを超えた風水害

発生年	被害
2019年	<ul style="list-style-type: none">令和元年東日本台風により、これまでに経験したことのないような記録的な大雨となり、総雨量は、神奈川県で1,000mmを超えたほか、静岡県では700mm、埼玉県、東京都、宮城県で600mmを超えた。河川の氾濫、土砂災害の発生、人的被害等、関東甲信地方、東北地方を中心に広範囲に及んだ。
2018年	<ul style="list-style-type: none">平成30年7月豪雨より西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、6月28日～7月8日までの総雨量が四国地方で1,800mm、東海地方で1,200mm、九州北部地方900mm、近畿地方で600mm、中国地方で500mmを超えた。西日本を中心に、広範囲に及ぶ河川の氾濫、がけ崩れ等が発生した。土砂災害発生件数は平年の3倍以上にあたる3,451件に及んだ。
2014年	<ul style="list-style-type: none">高知県では、総雨量1,000mmを超える豪雨が月に2回も発生した。台風第12号により山口県、高知県、台風第11号により徳島県等において、水害・土砂災害が発生した。広島県では平成26年8月豪雨（8月19日からの大雨）により1時間に約120mmの猛烈な雨を観測した。
2011年	<ul style="list-style-type: none">台風第12号により総雨量が2,400mm以上となった。紀伊半島南部を中心に河道閉塞や甚大な浸水被害が発生した。
2010年	<ul style="list-style-type: none">7月梅雨前線豪雨で総雨量1,200mm以上となった。鹿児島県等においてがけ崩れ等が発生した。

出典：国土交通省「水害レポート（2017、2019）」を基に作成

全国的な潮流からみた本市の課題

- 徳島県は、台風の常襲地帯であり、これまで幾度となく風水害が発生し、大きな被害を受けてきました。
- 台風以外でも短時間での集中豪雨による道路冠水も発生しており、水害による被害を受けやすい地域特性であるため、水害対策は重要な課題です。

<本市の動向>

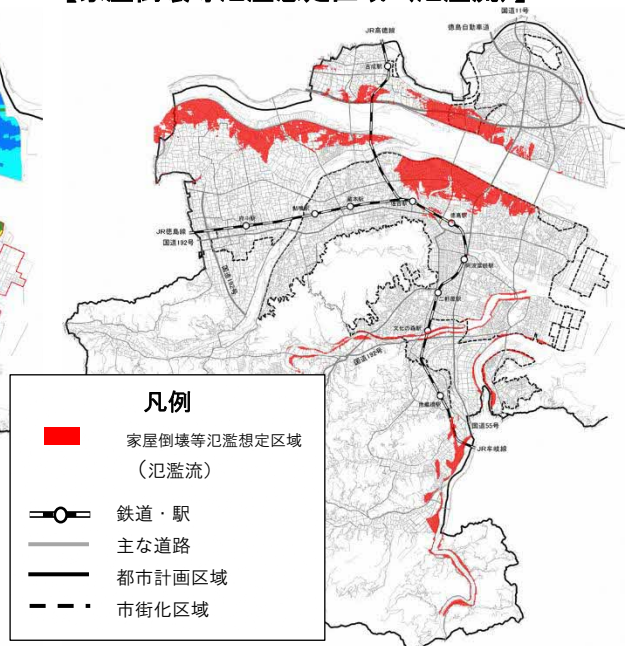
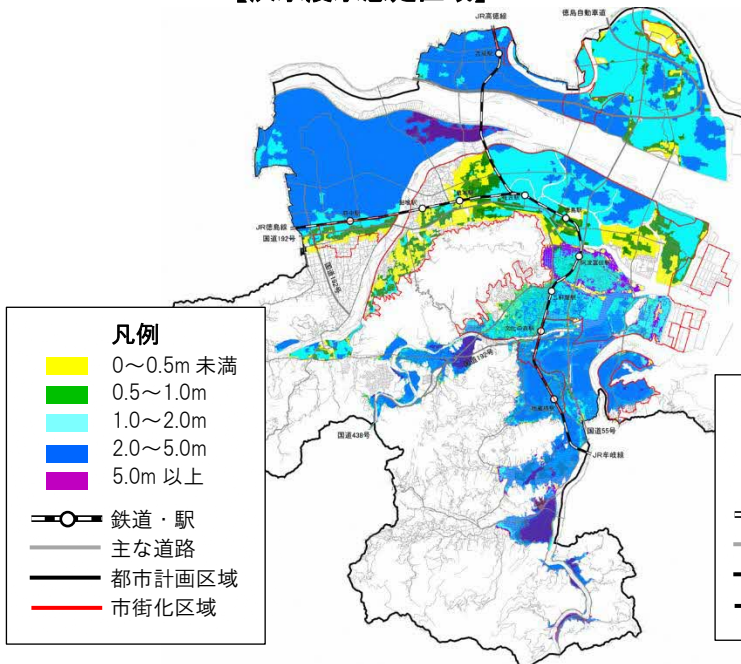
ウ 本市の災害リスク

洪水浸水想定区域をみると、吉野川や勝浦川、園瀬川の流域で特に大きな被害が想定されています。また、津波浸水想定区域をみると、市街化区域の大部分が0.3m以上の浸水深で、さらに東半分では浸水深2.0~5.0mと大規模な被害が想定されています。

■主な災害リスクの分布

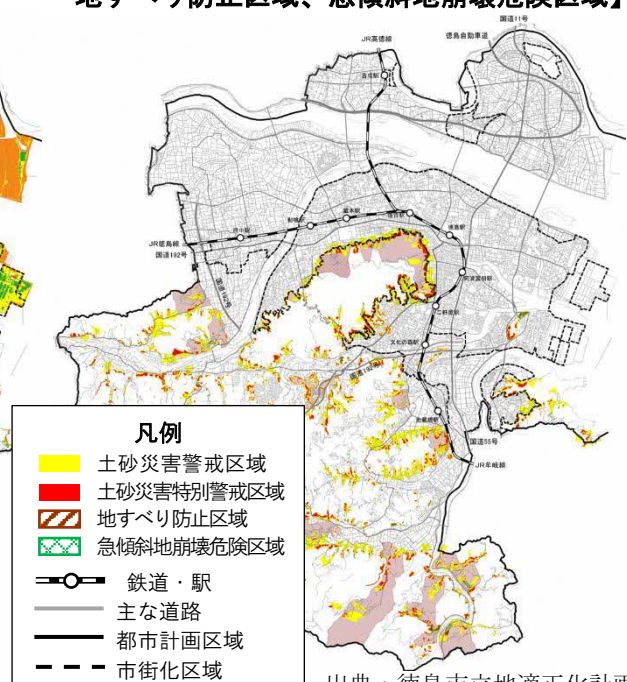
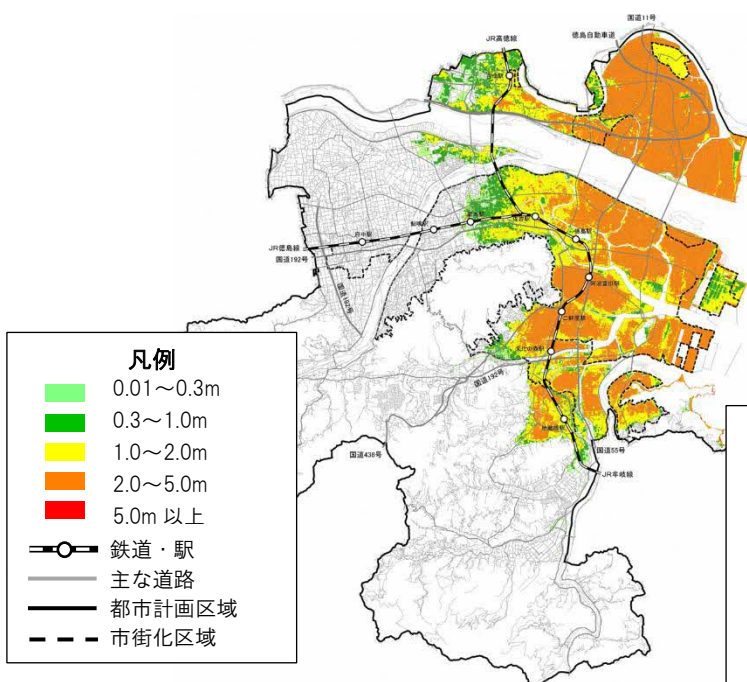
【洪水浸水想定区域】

【家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）】



【津波浸水想定区域】

【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域】



出典：徳島市立地適正化計画

本市の動向からみた課題

本市は、海に面するとともに、多くの河川が市街地を貫流していることから、洪水、津波のリスクが高く、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策に取り組むことが急務です。

④脱炭素社会への転換

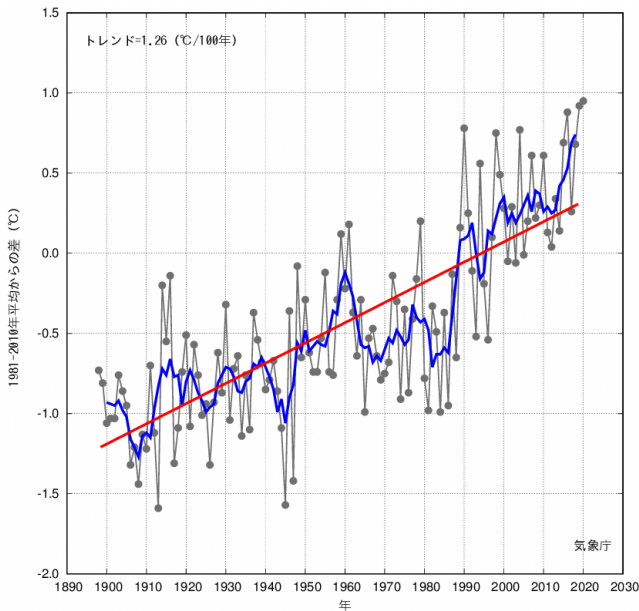
<全国的な潮流>

ア 将来の気温予測（地球温暖化）

「気候変動に関する政府間パネル」が2013（平成25）年に公表した「第5次評価報告書」によると、21世紀末における世界の年平均気温は、20世紀末と比べ、0.3～1.7℃上昇すると予測されています。また、日本の年平均気温は、100年当たり1.26℃の割合で上昇しており、21世紀末には0.5～1.7℃上昇すると予測されています。

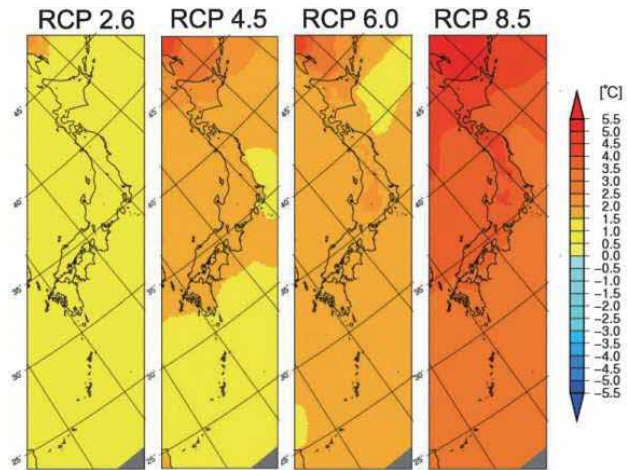
いずれの予測値も2100年における世界平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑える厳しい対策が取られた場合を想定しており、現在の対策を上回る対策が取られなかった場合は、より気温が上昇し、日本では3.4～5.4℃上昇すると予測されています。

■日本の年平均気温偏差の経年変化



出典：気象庁「日本の年平均気温」

■21世紀末における日本の気候の予測結果



※RCP (Representative Concentration Pathways) :
温室効果ガスの排出量についてのシナリオ

RCP2.6 : 2100年における世界平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑えるシナリオ

RCP8.5 : 2100年における温室効果ガス排出量が最大となるシナリオ
上記2シナリオの間に、2100年以降に放射強制力が中レベルで安定化するRCP4.5、高レベルで安定化するRCP6.0がある

出典：気候変動に関する政府間パネル「第5次評価報告書」（2013年）

イ 国の取組

菅内閣総理大臣は、2020（令和2）年10月の所信表明演説において、日本が2050年にカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出と吸収で実質ゼロを意味する概念）を目指すことを表明しており、今後、脱炭素化に向けた取組の加速化が期待されます。

全国的な潮流からみた本市の課題

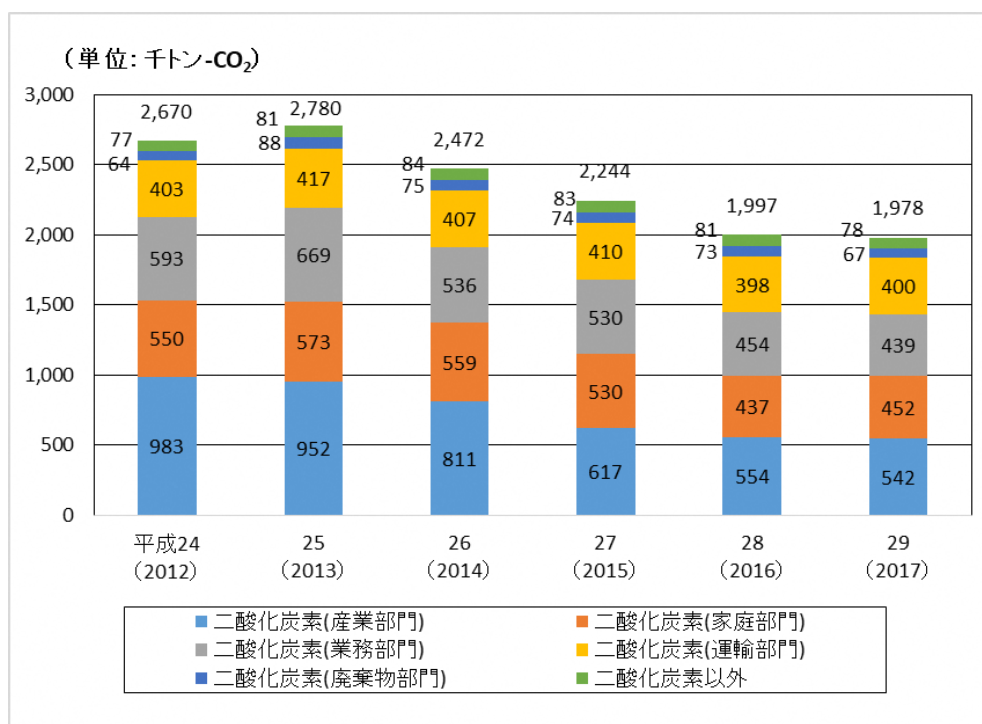
- 自然災害の激甚化など気候変動の影響が顕在化しており、地球温暖化対策の必要性が一層高まっています。
- 本市でも脱炭素化に向けたまちづくりが求められます。

<本市の動向>

ウ 本市の温室効果ガスの排出量の推移

本市における温室効果ガスの排出量は年々減少しています。部門別の内訳を見ると産業部門の減少幅が大きく、景気等の影響も受けていると考えられます。運輸部門は年によって増減していますが400千トン-CO₂の前後で推移しています。家庭部門や業務部門は減少傾向にはありますが、2016（平成28）年以降は、横ばいとなっています。

■ 温室効果ガスの排出量の推移



出典：徳島市「徳島市域の温室効果ガス排出量（平成24～平成29）」を基に作成

本市の動向からみた課題

都市活動や生活に由来する運輸、業務、家庭の温室効果ガスの排出量の減少幅が小さく、脱炭素化の潮流を踏まえると、公共交通の利用促進や既存建築物の環境性能の向上など、都市政策・整備の分野での対策の加速化が課題です。

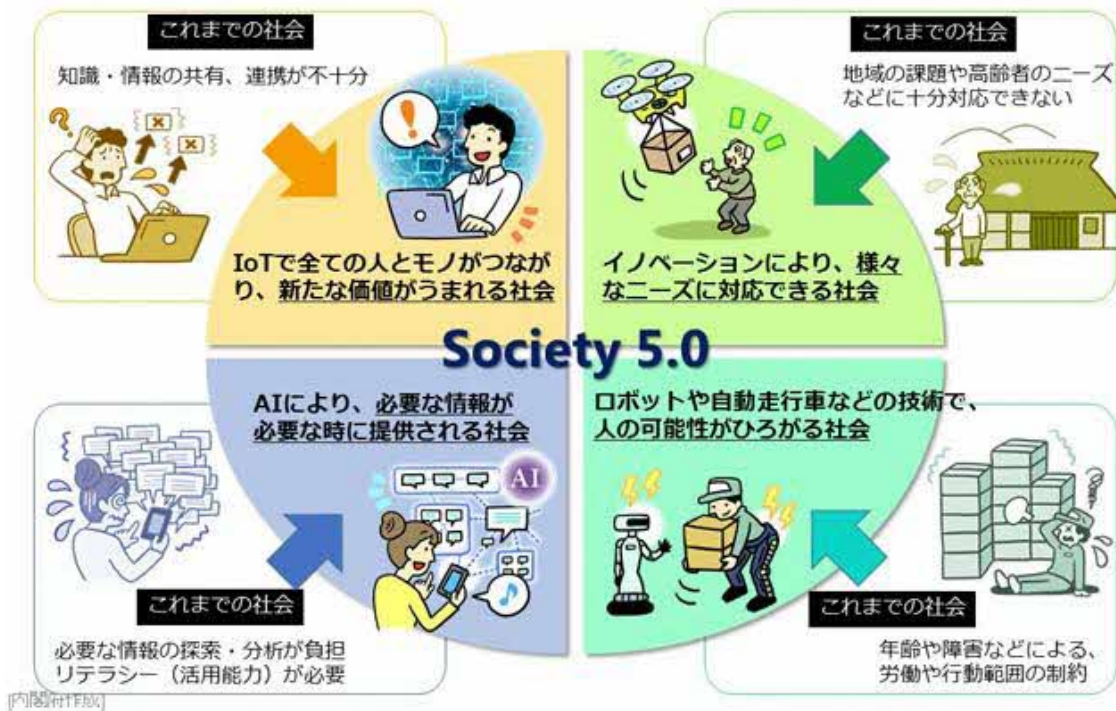
⑤技術革新への期待

<全国的な潮流>

国は、2016（平成28）年に閣議決定した「第5期科学技術基本計画」において、世界に先駆けてサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）の融合により経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を実現する「Society5.0」というコンセプトを打ち出しました。

この社会は、IoT（Internet of Things, モノのインターネット）で、全ての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、これまでにない新たな価値を生み出すとともに、AI（人工知能）により必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、社会生活のさまざまな課題の克服が期待されています。

■Society5.0で実現する社会のイメージ



全国的な潮流からみた本市の課題

- 国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による危機をきっかけに、日本社会のデジタル化への転換を一気に進め、「Society5.0」の実現を目指しています。
- 本市においても、技術革新によるさまざまな課題の解決が期待されます。

⑥新型コロナウイルス感染症がまちづくりに及ぼす影響

<全国的な潮流>

国土交通省は、2020（令和2）年8月に「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性の検討について」を公表し、新型コロナ危機を踏まえたまちづくりの方向性について論点整理を行っています。

■新型コロナ危機を契機に生じた変化

項目	新型コロナ危機を契機に生じた変化
都市（オフィス等の機能や生活圏）	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク進展により、どこでも働ける環境が整い、働く場と居住の場が融合。働くにも住むにも快適な環境、ゆとりあるスペースへのニーズが高まる。 ・東京への一極集中の是正が進みやすくなる可能性。 ・「リアルな場」に求められるものは、偶然的交流や白熱した議論、実体験を伴うもの、文化やエンターテインメントといった、オンラインでは代替しがたい経験を提供する機能が中心になる。 ・オフィス需要に変化の可能性（変化の程度は両論あり）。安心やゆとりが求められる中、老朽化した中小ビルなどの需要が減少し、余剰が発生するおそれ。
都市交通（ネットワーク）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用への不安や在宅勤務推奨の結果、公共交通利用者が減少。 ・移動時間等の削減により時間価値の重要性が強く認識されると考えられる。 ・近距離の移動については、公共交通から自転車に転換している可能性。 ・公共交通について、感染リスクも踏まえた密度や施設の在り方の対応も必要。 ・歩行者にとっての過密の回避、居心地の良い環境へのニーズが高まる。
オープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅で過ごす時間が増え、身近な自然資源として、運動不足の解消・ストレス緩和の効果が得られる場として、グリーンインフラとしての緑や、オープンスペースの重要性が再認識。 ・緑とオープンスペースは、テレワーカーの作業場所、フィットネスの場所等利用形態が多様化しているほか、災害等の非常時に対応するための空間として、都市の余裕空間を確保する観点からも役割が増大。 ・オープンスペースを有効に活用するため、エリアマネジメントの中心的な存在として、信頼できる中間支援組織や人材育成の必要性が高まっている。
データ・新技術等を活用したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ危機によりデジタル化が着目されるようになった。 ・現実の空間が果たしてきた都市機能の一部は、デジタル空間へ移行すると考えられる。 ・データを活用した都市の密度のコントロールに対するニーズが高まり、非常時のデータの利活用に対する議論の素地が生まれつつあると考えられる。
複合災害への対応等を踏まえた事前防災まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ危機下で自然災害が発生すると「複合災害」になる。自然災害対応と感染症対策という二つの対応をしなければならなくなった。 ・避難者が避難所で感染しないよう、感染リスク抑制と避難を両立させる避難所運営を行うなど、自治体の初動対応にも変化が生じた。

出典：国土交通省「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性の検討について」（2020年8月）

全国的な潮流からみた本市の課題

- ・テレワークの進展により、働くにも住むにも快適な環境へのニーズが高まり、大都市圏への人口集中の是正が進みやすくなる可能性があります。
- ・都市機能の一部は、デジタル空間に移行する一方、「リアルな場」に求められるものは、偶然的交流や実体験を伴うものなどオンラインでは代替しがたい経験を提供する機能が中心になる可能性があります。
- ・自然災害対応と感染症対策が同時に起こる「複合災害」への対応が必要になります。

2) 都市政策の動向

現行マスタープラン（平成 24 年 3 月）以降、国等における都市政策に変化が見られ、こうした新たな動向に対応することが必要です。

■現行マスタープラン策定以降の都市政策の動向

項目	内容
国土交通省「低炭素まちづくり実践ハンドブック」公表（H25）	都市計画マスタープランの改定等に際して低炭素まちづくりを都市全体で検討する際の技術的助言
国土強靱化基本法制定（H25）	東日本大震災において、未曾有の大災害を経験した教訓を踏まえ、国土強靱化地域計画が制度化 ▶本市では、令和 2 年 3 月に徳島市国土強靱化地域計画を策定 令和 3 年 3 月に追加・肉付けを行い【令和 2 年度版】を策定
国土交通省「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」公表（H26）	超高齢化社会の到来を踏まえ、多くの高齢者が地域において積極的に暮らせる社会を実現するため、「街を歩くこと」、「コミュニティ活動」といった生活活動に着目し、これらの活動を高めるためのガイドラインを作成
立地適正化計画制度〔改正都市再生特別措置法〕（H26）	都市での高齢者の急増、地方都市での高齢化が進む中での低密度な市街地形成を背景に、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとなる立地適正化計画が制度化 ▶本市では、平成 31 年 3 月に徳島市立地適正化計画を策定
空家等対策の推進に関する特別措置法（H26）	適切な管理が行われていない空家等の対策のため、国は基本方針を策定し、市町村は空家等に関する施策を推進するための事項を定めるとされ、倒壊のおそれがある等の空家に対し市町村は指導、命令、代執行等の措置等が可能になった ▶本市では、平成 30 年 3 月に徳島市空家等対策計画を策定
都市緑地法等の一部改正（H29）	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による公共還元型収益施設の設置管理制度の創設 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
国土交通省「小規模で柔軟な区画整理活用ガイドライン」公表（H30）	駅前やまちなかななどの都市のスポンジ化地区において、地方公共団体や民間事業者等が行う小規模で柔軟な区画整理事業の活用を推進
都市のスポンジ化対策の総合的推進〔改正都市再生特別措置法〕（H30）	低未利用地の集約等による利用の促進、地域コミュニティによる身の回りの公共空間の創出、都市機能のマネジメント等の施策を総合的に実施
頻発・激甚化する自然災害への対応〔改正都市再生特別措置法〕（R2）	自然災害の頻発・激甚化を踏まえて、立地適正化計画において記載する居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外 ▶本市でも徳島市立地適正化計画に防災指針の追加が必要
まちなかにおけるにぎわいを創出〔改正都市再生特別措置法〕（R2）	駅前等のまちなかにおける歩行者空間の不足や、商店街のシャッター街化等の課題に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」空間を形成し、都市の魅力を向上
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律改正（R2）	原則として全ての地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる計画（地域公共交通計画）を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移手段の確保に取り組める仕組みを拡充 ▶本市では、令和 2 年 3 月に徳島市地域公共交通網形成計画を策定（施行日前に作成された地域公共交通網形成計画は、改正法に規定する地域公共交通計画とみなされる）

3) 新たな総合計画の策定

総合計画は、市町村における最上位の行政計画であり、目指すべき将来都市像やその実現に向け骨格となるまちづくりの基本的な方針などを掲げ、総合的かつ計画的に行政運営を推進していくための指針です。

都市計画マスタープランの上位計画となる新たな総合計画「徳島市総合計画 2021 -水都とくしま「新創造」プラン-」が、令和3年3月に策定されたことから、そこで示された将来像「わくわく実感！水都とくしま」の実現に向けた取り組みを進めるとともに、総合計画と整合・調整を図りながら、新たな都市計画マスタープランを策定する必要があります。

■総合計画の概要

[将来像]

わくわく実感！水都とくしま

「本市ならではの魅力があふれ、誰もが『このまちが好き』と感じられるわくわくするまち」を目指します。



[基本目標]

[政策]

**誰一人取り残さない！
希望あふれるまち「とくしま」の創造**
＜未来を担う人が育ち、誰もが希望を持って
健やかに暮らせるまち＞

子どもたちが健やかに育ち、生きる力を育むまちづくり

誰もが生涯にわたり元気で健康に暮らせるまちづくり

**多様性を認め合える！
個性あふれるまち「とくしま」の創造**
＜一人ひとりが尊重し支え合い
個性や能力を発揮して、誰もが活躍できるまち＞

誰もが自分らしく安心して暮らせる共生社会を実現するまちづくり

市民一人ひとりがいきいきと輝くまちづくり

**強靱で未来へと続く！
安心あふれるまち「とくしま」の創造**
＜災害に強く環境と共生する持続可能で、
誰もが安全・安心に暮らせるまち＞

市民の生命や安全な暮らしをまもるまちづくり

豊かな自然環境と快適な生活環境が充実した住みやすいまちづくり

**地域経済を牽引する！
活力あふれるまち「とくしま」の創造**
＜人がにぎわい、魅力と活気にあふれ、
誰もが躍動するまち＞

市民の豊かな暮らしと社会を支える経済基盤を確立するまちづくり

まちのにぎわいと人の流れを創出するまちづくり

(2) 策定の4つの視点

1) 将来ビジョンを示すことに加え、その実現のための道筋となる指針性の強化

都市にかかわるさまざまな政策の実施や政策判断は、都市計画マスタープランとの整合が重要です。

また、脱炭素社会や技術革新、新型コロナウイルス感染症がまちづくりに及ぼす影響など、まちづくりを取り巻く新たな潮流に対しても対応することが求められます。

このため、都市計画マスタープランの策定にあたっては、各部門別計画や各種の施策の指針となるべく、分かりやすい将来ビジョンを示します。

2) 都市機能誘導及び居住促進の取組を強化、市街化調整区域の土地利用の規制・誘導の強化を検討

人口減少・超高齢社会において、持続可能なまちづくりを推進するためには、徳島市立地適正化計画で示した「高次都市機能が集積した中心拠点と、身近な地域拠点が、鉄道や路線バスなどの利便性の高い公共交通により効率的に結ばれた、集約型都市構造」の実現が求められます。

このため、中心市街地の活性化をはじめとした都市機能誘導及び居住促進の取組や、市街化調整区域の土地利用の規制・誘導など、その取組の強化を検討します。

また、市街化調整区域においては、コミュニティの維持の観点での活性化策を継続する必要があります。

3) 防災・減災対策と復興事前準備の両立を図り、都市構造の強靱化を推進

南海トラフなどの大規模地震や、近年、頻発・激甚化する大規模自然災害への対応として、防災・減災の観点から、災害に強い都市基盤の整備を計画的に進めていけるよう地域の特性に応じた防災性能の向上を推進します。

また、並行して、万が一、被災した場合でも速やかに回復できるよう復興の事前準備などにより都市構造の強靱化を推進します。

4) 多様な主体と連携・協働しながら、地域の特性に応じた新たな地域づくりの仕組みを検討

市民・事業者・市がそれぞれの役割と責務を認識し、互いの特性を尊重しつつ、連携・協働しながら、まちづくりを推進することが重要です。

このため、計画策定段階から市民や事業者など多様な主体の意見を反映し、地域の特性に応じた新たな地域づくりの仕組みを検討します。

3 都市計画マスタープランの計画期間・目標年度等

(1) 計画期間、目標年度

計画期間は概ね10年間とし、目標年度を令和14(2032)年度とします。なお、社会経済情勢の変化や都市計画法を含む関連法制度の改正、住民ニーズの多様化など都市政策を取り巻く環境変化に対応して、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行うものとします。

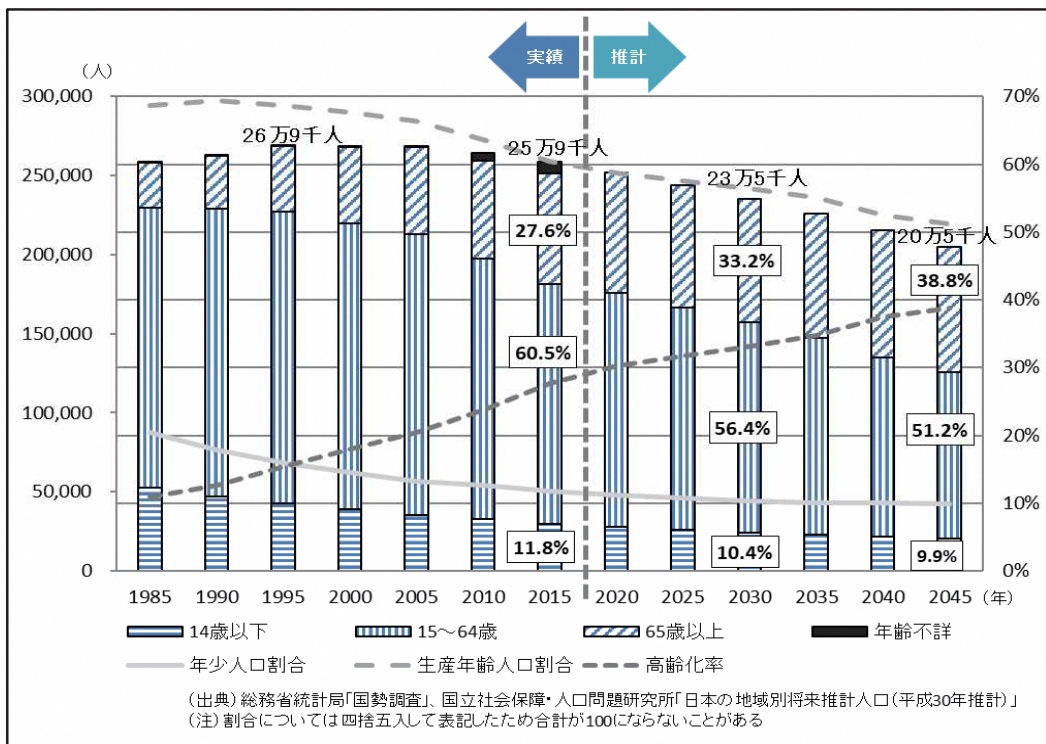
■計画の期間

年度(年)		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R22			
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2040			
徳島市都市計画マスタープラン						R4年度末 見直し・策定予定	計画期間(概ね10年間)																	
徳島市立地適正化計画		策定	計画期間(22年間)																					
上位計画	徳島市総合計画2021			策定	計画期間(10年間)																			
	徳島市国土強靱化地域計画		策定	計画期間(4年間)																				
	徳島東部都市計画区域マスタープラン					R4年度末 見直し・策定予定	H27(2015)年を基準に、概ね20年後のR17(2035)年を長期目標として設定 (区域区分などは、策定から概ね10年後のR12(2030)年を目標年次とする)																	

(2) 想定将来人口

想定する将来人口は、「徳島市総合計画2021」における「人口の見通し」を基に、令和12(2030)年で約23.5万人とします。

■人口推移と人口推計



出典：徳島市総合計画2021 一水都とくしま「新創造」プラン

4 都市計画マスタープランの全体構成

新たな都市計画マスタープランは、現行マスタープランの構成を基本としながらも、社会経済情勢の変化や都市政策の動向、上位・関連計画との整合を踏まえて策定します。

■都市計画マスタープランの構成イメージ

- | | |
|---|---|
| 序 | 「都市計画マスタープラン」について <ul style="list-style-type: none">・計画の前提となる事項や要点・都市計画マスタープランの役割・計画体系上の位置付け など |
| 1 | 都市づくりの動向と策定の視点 <ul style="list-style-type: none">・2030年代の社会経済の展望・これまでの都市づくりの成果と課題・策定の視点 など |
| 2 | 都市づくりの理念・目標 <ul style="list-style-type: none">・総合計画をはじめとした上位・関連計画を踏まえた理念・目標・理念、目標の実現に向けた将来都市構造 など |
| 3 | 都市づくりの基本方針 <ul style="list-style-type: none">・都市計画に関する分野別の全市的な都市づくりの方針の検討・社会経済の情勢変化や都市政策の動向を踏まえた分野の見直しの検討 など
(例えば、脱炭素など環境分野の方針の追加など) |
| 4 | 地域のまちづくり方針 <ul style="list-style-type: none">・地域区分の設定・まちづくりの基本方針との整合を図りながら、地域の特性に基づいた各地域のまちづくりの方針を検討 など |
| 5 | 実現に向けて <ul style="list-style-type: none">・都市計画マスタープランの実施方針・実現に向けた都市づくりの推進体制や手法・進行管理の評価・検証や見直しの考え方・定期的な進行管理を行うための手法 など |

以上